

福県医発第1006号(地)

平成16年 9月 3日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘



平成16年度結核予防週間の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省並びに財団法人結核予防会より、当該週間を実施する旨通知がなされ、日本医師会長より周知方依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、周知用ポスターをご参考までにお送りいたしますが、数に限りがございますので、各医師会1部ずつとなっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



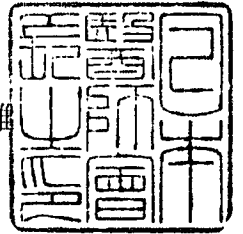


日医発第607号(庶139)

平成16年8月30日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治 雄

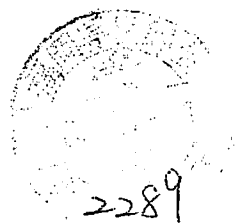


平成16年度結核予防週間の実施について

この度、厚生労働省並びに財団法人結核予防会より標記の件につきまして、別添のとおり依頼がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、周知用ポスター、パンフレットを1部お送りいたしますので、掲示につきご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、貴会管下の関係機関へのご周知方等も併せてお願い申し上げます。



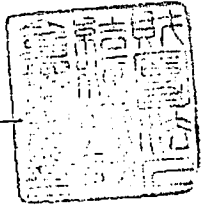


結 予 発 第 6 1 7 号

平成 1 6 年 8 月 1 7 日

社団法人日本医師会
会長 植松 治雄 様

財団法人結核予防会
理事長 仲村 英一



平成 1 6 年度結核予防週間に係るポスター等の送付について

結核予防事業につきましては、日頃より格別のご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、本年度も9月24日から30日まで結核予防週間を実施いたします。周知用ポスターならびに、一般の方向けに結核の基礎知識を得ていただくためのパンフレットを別添の通り作成いたしましたので、貴会員各位にご配布ならびに掲示方につきまして、ご協力をいただきたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

送付物：①結核予防週間周知用ポスター… 50 枚
②結核の基礎知識パンフレット「結核の常識 2004」… 50 部

担当：(財)結核予防会 事業部普及課

鈴木美穂子

TEL 03-3292-9288

FAX 03-3292-9208

E-mail suzuki@jatahq.org

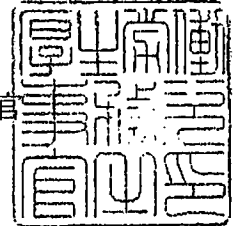


厚生労働省発健第0813001号

平成16年8月13日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働事務次官



平成16年度結核予防週間の主催について（依頼）

結核対策の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、9月24日（金）から30日（木）までの一週間を「結核予防週間」と定め、別紙「平成16年度結核予防週間実施要領」により実施し、国民の結核に対する意識のさらなる高揚を図ることとしたいので、主催団体としてご参画下さるようお願いします。

なお、ご賛同の節は、お手数ながら8月27日（金）までにご回答下さるようお願いいたしますとともに、結核予防週間の趣旨の周知徹底につきまして格別のご尽力を賜りたくお願いします。

おって、平成15年度結核予防週間の一環として地方公共団体において行われた行事等の概要と、第55回結核予防全国大会における大会決議及び宣言を送付します。

平成16年度結核予防週間実施要領

1 趣 旨

我が国の結核事情は、かつて多くの人々の命が奪い去られた時代には想像もできなかったほどの大幅な改善を遂げてきた。

しかしながら、我が国の結核の現状は、ここ数年を見ると年間約3万人の新規患者が発生し、約3千人が亡くなっているなど、罹患率、死亡率は先進諸国の中で最も高い状況にある。さらに平成9年からは、それまで30年以上減少を続けてきた新規登録患者数及び罹患率が増加に転じたため、厚生省では平成11年7月に「結核緊急事態宣言」を行い、その後、平成12年には罹患率が減少しているものの、依然として「緊急事態宣言」前と同水準で推移している。そのため、今後ともわが国の結核の状況に対しては十分に注意を払っていくべきであり、関係団体、地方自治体及び関係省庁には、様々な結核問題に対し各種対策を推進していただいているところであるが、結核制圧のためには今後なお一層の努力が期待されているところである。

現在のわが国では、旧世紀になしえなかった結核制圧に向けて、結核対策の見直しを進めているところであるが、新しい結核対策を推進していく上で、国民一人一人の理解と協力が必要不可欠である。結核予防週間を機会に国民の結核に対する関心を大いに高めるとともに、結核に関する知識を深め、結核対策の推進に一丸となって取り組む気運を高めることを趣旨とするものである。

2 主 催

厚生労働省、都道府県、政令市、特別区、社団法人日本医師会、財団法人結核予防会、社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会及び財団法人健康・体力づくり事業財団

3 後 援

文部科学省、日本放送協会、社団法人日本新聞協会、社団法人日本民間放送連盟、財団法人日本学校保健会、社団法人国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、社団法人生命保険協会、全国地域婦人団体連絡協議会、社団法人全国地区衛生組織連合会、社団法人日本放射線技師会及び社団法人日本看護協会

4 実施期間

平成16年9月24日（金）から9月30日（木）まで

5 重点目標

- (1) 結核予防法（昭和26年法律第96号）の制定から半世紀が経過した今、旧世紀における結核対策の見直しを行い、結核制圧に向けての新たな結核対策の推進を図る。
- (2) 国民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

6 結核予防週間中の標語

「結核の制圧、みんなの力で！」

その他実施機関によって適宜作成するものとする。

7 実施行事等

- (1) 結核予防週間の周知（各主催団体）

結核予防週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して結核予防週間の周知を図る。

- (2) 結核対策推進優良市町村の表彰（財団法人結核予防会）

結核対策の推進を図るため、結核対策全般にわたって優良な成績をおさめ

ている市町村に対し、財団法人結核予防会総裁表彰を行う。

(3) 資料の配布（各主催団体）

結核に対する関心を高めるため、関係各機関等に結核予防のためのポスター、リーフレット等を配布する。

(4) 講習会等の開催（各主催団体）

結核予防活動を推進するため、社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

(5) 児童・生徒への結核の知識の普及（各自治体）

結核の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

(6) 街頭健康診断等の実施（各自治体）

結核予防週間の周知と国民一般の結核に対する関心を喚起するため、街頭健康診断を行うほか、結核予防を周知する語句の入った風船、広報ポケットティッシュ等を手渡すなどして結核予防思想の普及を図る。

(7) 報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、結核予防週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に結核予防に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

(8) その他

上記のほか、各地域で適宜結核予防週間の趣旨に沿った行事を行う。

(例) 一日保健所長、各種集会の開催、標語の募集等